



# 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の概要

適正な維持管理をしている個人住宅の合併処理浄化槽に対して、前年度に支払った維持管理費用と下水道使用料換算額の差額を、翌年度に補助金として交付しています。

## 1 補助額の計算方法

$$\text{①維持管理に係る費用(年間)} - \text{②下水道使用料に換算した額(年間)} = \text{③補助額}$$

① 維持管理に係る費用(年間)…令和8年度申請分(令和7年4月1日～令和8年3月31日対象)

- ◆ 維持管理に係る費用は各家庭で使用している浄化槽の人槽により異なります。  
・令和7年度 (単位:円)

	5人槽	7人槽	10人槽	単独処理浄化槽 (補助対象外)
11条法定検査※1	5,800	5,800	5,800	5,800
保守点検・清掃 ※2	52,800	69,080	93,500	約3~4万円
合計	58,600	74,880	99,300	

- ※1 令和7年7月1日法定検査から口座振込割引が廃止され、一律5,800円になりました。7月1日以前に法定検査を受けた方は、5,300円で計算します。
- ※2 浄化槽法11条検査と市許可業者の清掃・保守点検金額(清掃1回、保守点検3回、消費税込)点検のみを別業者で実施している場合は、実施記録や領収書の写しの添付が必要です。
- ※ 維持管理費用には、浄化槽の修理・修繕費等は含まれません。

② 下水道使用料に換算した額(年間)

- ◆ 各家庭で使用している水道等の使用水量を基に下水道使用料換算額を算定します。
- ◆ 令和8年度申請分は、令和7年度の水道使用水量を基に算定します。

<下水道使用料早見表(2か月あたり)> (令和7年4月現在)

排水量(m <sup>3</sup> )	1~16	20	25	30	35	40	45	50	17~50 m <sup>3</sup>	51~100 m <sup>3</sup>
使用料(円)	1,760	2,279	2,928	3,577	4,226	4,875	5,524	6,173	1 m <sup>3</sup> あたり 129.8円	1 m <sup>3</sup> あたり 159.5円
排水量(m <sup>3</sup> )	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
使用料(円)	6,970	7,768	8,565	9,363	10,160	10,958	11,755	12,553	13,350	14,148

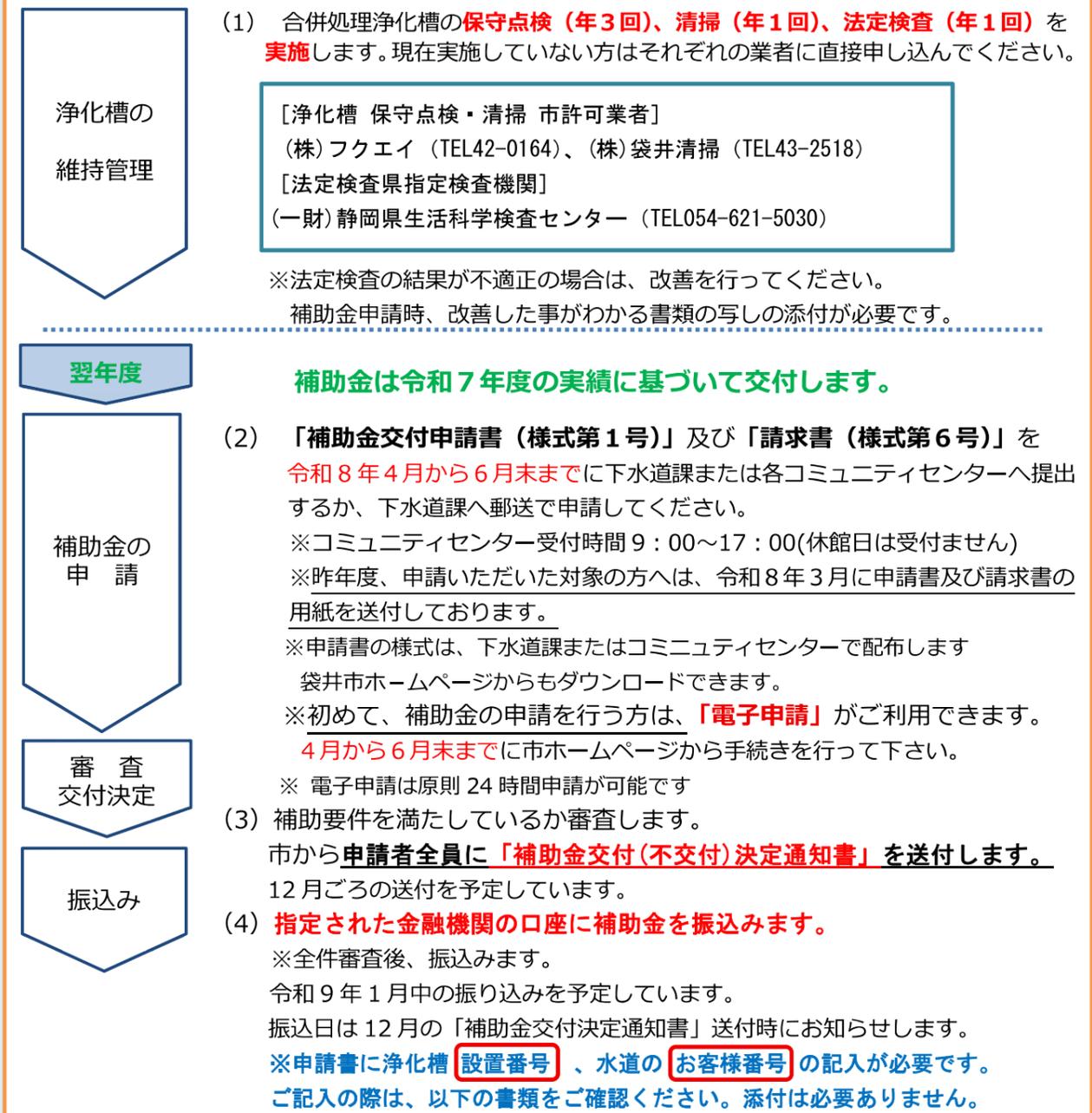
③ 補助額計算 (注) 一例です。金額は各家庭、年度により変わります。

【例】5人槽の合併処理浄化槽で、使用水量が2か月60 m<sup>3</sup>の場合

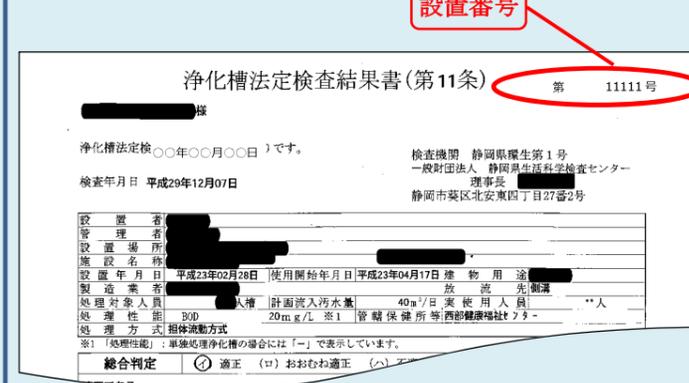
$$\text{① 維持管理に係る費用 年間 58,600円 (5人槽)} - \text{② 下水道使用料に換算した額 年間 46,608円 (7,768円×6回)} = \text{③ 補助額 11,000円}$$

- ◆ 補助額は、1,000円未満切り捨てです。
- ◆ ②下水道使用料換算額が①維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。
- ◆ 井戸水を使用している家庭は、下水道使用料換算額の計算方法が異なります。
- ◆ 補助金は予算の範囲内で交付します。交付見込額が予算を上回った場合は減額調整を行いますので、満額での支給とならない場合があります。

## 2 申請から補助金交付までの流れ



<法定検査結果書>



<使用水量のお知らせ>

